明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○海面漁業生産統計調査規則の一部を改正する省令（農林水産七九）　一
〔告　示〕
○紛失の届出により失効した旅券の告示（外務三九七）　四
○海面漁業生産統計調査規則第四条第四項の農林水産大臣が定める調査票等を定める等の件の一部を改正する件（農林水産二七五四）　三
〔官庁報告〕
官庁事項
米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について（農林水産省）　三六
産　業
日本工業規格（経済産業省）　三九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三〇
特殊法人等
国立研究開発法人科学技術振興機構
入札公告の訂正、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　四六
地方公共団体
行旅死亡人関係　四七
会社その他
会社決算公告　五〇

省令

○農林水産省令第七十九号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、海面漁業生産統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月二十日

農林水産大臣　吉川　貴盛